

# 使用済み GIGA スクール用端末売却（データ消去作業付き）仕様書

## 1. 目的

使用済みとなった GIGA スクール用端末について、文部科学省および経済産業省、環境省より示されている使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）に基づき、適切に処分を行うことを目的とする。

## 2. 履行条件

- (1) 買受人は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定を受けていること。または、資源の有効な促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。
- (2) 買受人は、再資源化事業計画（以下、「認定計画」という）に基づく処分実績（令和 6 年度または令和 7 年度の処分台数が本件処分台数と同程度であること）を有していること。

## 3. 物件概要

物 件 名	数 量	備 考
使用済み GIGA スクール用端末 (ケーブル等付属品込み)	8,500 台	詳細は物件調書参照

## 4. 履行内容

- (1) 買受人は、合志市立小・中学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、買受人の認定計画に従い、回収した端末等を再使用または再資源化すること。
- (2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「8. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、作業完了後にデータ消去完了証明書を発行すること。
- (3) 本件は端末等の有償売却を予定しており、回収及び運搬に必要な車両の確保や作業に係る経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

## 5. 端末等の回収期間

契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

## 6. 引渡し場所（予定数量内訳）

番号	名 称	住 所	引渡し端末予定数量	
			K50	K70
1	合志小学校	合志市上庄 55 番地	250	138
2	合志南小学校	合志市豊岡 2224 番地 29	752	54
3	南ヶ丘小学校	合志市幾久富 1909 番地 101	593	98
4	西合志第一小学校	合志市合生 2197 番地	71	47
5	西合志南小学校	合志市須屋 1873 番地	928	41
6	西合志中央小学校	合志市野々島 4832 番地	852	43
7	西合志東小学校	合志市須屋 2948 番地	784	166
8	合志楓の森小学校	合志市栄 3793 番地 5	781	54
9	合志中学校	合志市豊岡 955 番地	789	87
10	西合志中学校	合志市野々島 4393 番地 1	416	48
11	西合志南中学校	合志市須屋 2956 番地	815	110
12	合志楓の森中学校	合志市栄 3793 番地 5	344	81
13	合志市教育委員会	合志市竹迫 2140 番地	125	33
	合 計		7,500	1,000

※ なお、上記の予定数量と回収時の数量が異なる場合は、回収によって確認できた実数を正として取り扱うものとする。

## 7. 引渡しの方法

対象物件の引き渡しに関する日時・場所・品目・数量等については、必ず事前に買受人および売扱人である合志市（以下、「売扱人」という。）の双方で協議を実施すること。

なお、買受人は、協議による決定事項に基づき、引渡しに必要な車両・人員等を確保し、現地にて回収を実施すること。

## 8. 処分方法

買受人は、引渡し場所から端末を回収し、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」等の関係法令を遵守すること。
- (2) GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないよう、防犯カメラの設置や作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、必要な処置を講ずること。

- (3) 端末の再使用・再資源化にあたっては、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改訂、以下「セキュリティガイドライン」という。）に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、専用ソフトを用いたデータの上書き消去や、故障等により再使用が不可能な端末については、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊する等、適切な消去方法を用いること。
- (4) データ消去完了後は、消去した端末毎の製造番号（シリアルナンバー）・メーカー名・消去方法等が記載されたデータ消去完了証明書を発行すること。また、物理破壊の証明として、端末の型番等、売扱人が指定する数の物理破壊に関する記録写真を添付すること。
- (5) 買受人の認定計画に基づき GIGA スクール端末を再使用する場合は、売扱人が所有していたことが明らかとなるシール等は全て削除すること。

## 9. 履行報告・買受金額の確定

買受人は、全ての作業が完了した後、速やかにデータ消去完了証明書及び買受金額の確定に関する書類を提出しなければならない。売扱人は、買受人より提出を受けたデータ消去完了証明書の内容確認をもって、当該端末のデータ消去作業の履行確認とする。

また、買受金額は、回収実績およびデータ消去作業実績に基づく確定数量に、契約時点における単価を乗じて算出された金額をもって確定とする。

## 10. 買受金額の支払い

買受人は、売扱人が買受金額の請求書を発行した日から起算して30日以内に、売扱人へ買受代金を支払うこととする。

## 11. 留意事項

- (1) 損害賠償
  - ・本件の実施に伴い第三者に与えた損害は、売扱人の責めに帰すべきものを除き、全て買受人の責任において処理すること。
  - ・端末等の引渡し後において個人情報の流出等が発覚した場合は、売扱人の責めに帰すべきものを除き、全て買受人の責任において処理すること。
- (2) その他
  - ・買受人は、各作業工程において仕様の内容を満たしているか、作業実施前に売扱人と確認を行うこと。
  - ・本件は、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買受人は、作業の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
  - ・本件に係る費用には、業務の遂行に必要な経費一切を含めるものとする。
  - ・本仕様書に関して確認または変更が必要な事項が生じた場合は、必ず売扱人と協議を行うこと。また、本仕様書に明示されていない事項であっても、その履行に際しての必要な事項については、売扱人と協議のうえ、誠実に対応すること。

- ・買受人による受注作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合には、売扱人は契約を解除する事ができる。その場合、売扱人は買受人に対し、一切の補償等は行わない。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、各種法令等を遵守し、それに従って業務を遂行すること。法令等に定めの無い事項については、売扱人および買受人の双方で協議し決定すること。